

我孫子市立我孫子第一小学校PTA会則

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、我孫子市立我孫子第一小学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、保護者と教職員の協力により教育に対する理解を深め、家庭、学校及び社会における児童の保護、指導及び福祉をはかり、併せて会員相互の教養を高め、親睦を深めることを目的とする。

(運営)

第3条 本会は、次の方針で運営する。

- (1) 本会与学校は、相互に信頼しあい、前条の目的を達成するため必要な事業を行う。
- (2) 本会目的のため活動する他の社会団体及び機関に対して協力をする。
- (3) 本会は、民主団体として活動し、特定の政党や宗教にかたよらない。
- (4) 本会は、自主独立のもので、他の支配は受けない。
- (5) 本会は、学校の経営、管理及び人事に関して関与しない。

第2章 会 員

(組織)

第4条 本会は、本校に在籍する児童の保護者及び教職員によって構成する。

第3章 役 員

(種類及び数)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名以上 |
| (3) 書記 | 2名以上 |
| (4) 会計 | 2名 |
| (5) 会計監査 | 2名 |

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、選考委員会において選考し総会の承認を得る。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し一切の会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

3 副会長はそれぞれ庶務、イベント等を担当する。

4 書記は、本会の総会、理事会及び常任委員会の議事録を作成し、併せて庶務担当副会長のもとで庶務を受け持つ。

5 会計は、本会の会計を担当する。

6 会計監査は、本会の会計を監査し、その結果を総会において報告する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、後任の役員を常任委員会で選出し、その任期は前任者の残任間とする。

第 4 章 会 議

(種類及び議決)

第 9 条 会議は次に定めるとおりとする。

(1) 総会

(2) 常任委員会

- 2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(総会)

第 10 条 総会は会長が招集し、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

- 2 総会は本会の最高議決機関であり、活動報告・決算、活動計画・予算、役員の選出、会則改正及びその他会長が必要と認める事項を審議する。
- 3 総会は毎年4月に開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は会員の3分の1以上の要請があった場合は臨時に開催することができる。

(常任委員会)

第 11 条 常任委員会は会長が招集し、総会に次ぐ議決機関とする。

- 2 常任委員会は役員、各委員会の正・副委員長及び教職員代表(3名以内)をもって構成する。
- 3 会長が必要と認めるときは、構成員以外の出席を求めることができる。
- 4 常任委員会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 本会の運営に関する事項

(2) 総会に付議する事項

(3) その他会長が必要と認める事項

第 5 章 会 計

第 12 条 本会の経費は次に挙げるもので支弁する。

(1) 会費

(2) 事業収入

(3) 寄付金

(4) その他

- 2 本会の会費は一世帯各学期1,000円とし、初回の学校徴収金と同時に3学期分を一括して納付するものとする。納入に際しては、1学期は5月末日、2学期は9月末日、3学期は1月末日を基準とする。学期途中において入退会した場合は基準日を基に計算し、徴収もしくは返還する。
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 6 章 委 員 会

(種類)

第 13 条 本会の目的遂行のため、次の委員会を設置する。

(1) 生活安全委員会

(2) 環境委員会

(3) 広報委員会

(4) 文化交流委員会

2 前項各号の委員会は、別表1に掲げる分掌事項を協力して行う。

3 その他会長が必要と認めた場合、特別委員会を設置することができる。

4 各委員会には代表者として委員長1名及び副委員長2名を置く。代表者は委員の互選により選出する。

4-2 代表者3名の選考に際しては、役員及び各委員会（生活安全委員会、環境委員会、広報委員会、文化交流委員会）正副委員長の未経験者を優先する。

5 委員長は委員会を代表し、主として委員会を統括し、運営する。また、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の選出)

第14条 各委員会の委員は、会員の中から学級ごとに各1名以上選出する。対象者不足が想定される場合は、常任委員会において情報共有し、別途制定した運用方法によって選出する。ただし、特別委員会の委員については常任委員会において定める。

第7章 選考委員会

(目的)

第15条 新年度役員の選考を行う機関として、選考委員会を設置する。

(構成と任務)

第16条 選考委員会は、各委員会の代表者及び教職員代表で構成し、その中から委員長を選出する。また、委員長は必要に応じて会長の出席を求めることができる。

2 委員長は、選考委員会の議事を整理し、委員会を代表して会務を統括する。

3 選考委員会は結果を常任委員会に報告し、総会の承認を得る。

4 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。退いた後も、また同様とする。

(任期)

第17条 選考委員会の任期は、原則として第3回常任委員会から総会で承認を得るまでとする。

第8章 バレーボール部

(バレーボール部)

第18条 PTA会員間、市内各学校間の懇親、交流を目的にPTAバレーボール部を設置し、入部は随時受け付けるものとする。

(結団式及び解団式)

第19条 バレーボール部は毎年、4月に結団式、3月に解団式を行う。

(キャプテン)

第20条 PTA会長はバレーボール部員の中からキャプテンを任命する。キャプテンの任期は1年とする。

(職務)

第21条 キャプテンはバレーボール部の責任者として円滑な部の運営に努めるものとし、その職務は各委員会委員長と同等のものとする。

第9章 資産

(目的)

第22条 本会の資産は、本会の目的以外に使用してはならない。

第 10 章 そ の 他

(学級活動)

第 23 条 選出された各委員会委員は、学級における P T A 活動に協力し合って取り組む。

(イベント)

第 24 条 イベントの開催に関しては、第 13 条第 1 項 2 号の環境委員会と 4 号の文化交流委員会でイベント実行委員会を設置する。

2 第 1 回目の実行委員会は会長が招集する。

3 実行委員会の構成員については、別表 2 のとおりとする。

4 実行委員長が必要と認めるときは、構成員以外の出席を求めることができる。

5 実行委員会に実行委員の互選により、実行委員長及び副実行委員長を置く。

6 実行委員長は実行委員会を代表し、主として実行委員会を統括し、運営する。

また、副実行委員長は実行委員長を補佐し、実行委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

7 イベントの運営に際しては、各会員の協力を得るものとする。

(一役活動)

第 25 条 本会に、P T A 活動を円滑に推進させるため「一役活動」制度を設置する。

2 全会員は、前項に規定する制度により、あらかじめ割り振られた活動に協力する。

(委任)

第 26 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、常任委員会の議決を経て、会長が定める。

(個人情報取扱)

第 27 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

附 則

昭和 22 年	5 月 1 日	制定	平成 15 年	4 月 19 日	一部改正
昭和 51 年	4 月 24 日	改正	平成 23 年	4 月 21 日	一部改正
昭和 53 年	4 月 22 日	改正	平成 26 年	4 月 17 日	一部改正
昭和 57 年	4 月 21 日	一部改正	平成 27 年	4 月 16 日	一部改正
平成 3 年	4 月 20 日	一部改正	平成 28 年	4 月 26 日	一部改正
平成 5 年	4 月 24 日	一部改正	平成 30 年	4 月 20 日	一部改正
平成 8 年	4 月 20 日	一部改正	令和 2 年	4 月 17 日	一部改正
平成 10 年	4 月 18 日	一部改正	令和 3 年	4 月 15 日	一部改正
平成 11 年	4 月 1 日	一部改正	令和 5 年	4 月 21 日	一部改正
平成 12 年	4 月 15 日	一部改正	令和 8 年	4 月 20 日	一部改正

別表 1 (第13 条関係)

委 員 会 分 掌 事 項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の安全確保に関すること。(パトロール等) ・ 『一役活動』の割り振りに関すること。 ・ 学級懇談会、学級会員相互の交流に関すること ・ 学校の環境整備に関すること。 ・ 『一役活動』の活動に関すること。(除草、カーテン洗い、ベルマーク収集等) ・ イベントにおける物品販売等に関すること。 ・ その他、児童の環境に関すること。 ・ 広報紙「てがぬま」の発行に関すること。 ・ その他、広報活動に関すること。 ・ 会員及び地域との交流に関すること。(イベント等の開催) ・ 会員の文化(教養)の向上に関すること。(講習会、講演会の開催) ・ その他、児童の文化交流に関すること。

別表 2 (第24 条関係)

構 成 員
<p>文化交流委員会 環境委員会 担当副会長 本部役員代表2名 教職員代表2名</p>

我孫子第一小学校PTA基金規定

(趣旨)

第1条 我孫子第一小学校PTA会（以下「本会」という）の基金に関しては、本会会則に定めるもののほかは、この規定の定めるところによる。

(性格)

第2条 本基金は、本会会計基盤確立を図るため、本会会計の決算時における余剰金その他を、総会の承認を得て、積み立てることによって生じた特別会計である。

(目的)

第3条 本基金は、本会の活動をより強力に推進するために、真に必要な活動経費に充当することを目的とする。

2 本会会計収入確保の一助とする。（利息並びに余剰金の繰り入れ）

3 本会の活動を推進するために、真に必要と認められた活動経費

(管理・運営)

第4条 本基金の管理・運営については、本規定に定めるもののほかは、本会会則を準用するものとする。

(会計処理)

第5条 基金の会計処理については、次のとおりとする。

2 本会会計の決算時において次年度への繰入金以外の余剰金及び特別な収入のあった場合は、総会の承認を得て基金に繰り入れることができる。

3 本基金より生じた益金（利息）は、本会会計に繰り入れるものとする。

4 本会の活動を推進するために、特に必要な事態が発生した場合は、総会の承認を得て、本基金より支出することができる。

(1) 記念行事・式典を開催するための運営資金

(2) 本会の活動を推進するために、真に必要と認められた活動経費

5 前2項で基金より支出した際は、その収支決算を明確にし、余剰金の生じた場合は、基金に戻すものとする。

(処理手続き)

第6条 本基金の会計処理にあたっては、理事会で十分審議し、常任委員会の決定を経て総会の承認を得るものとする。

(基金の廃止)

第7条 本基金を廃止する場合は、総会構成員の3分の2以上同意を得なければならない。

附 則

2007年（平成19年）4月21日 制 定

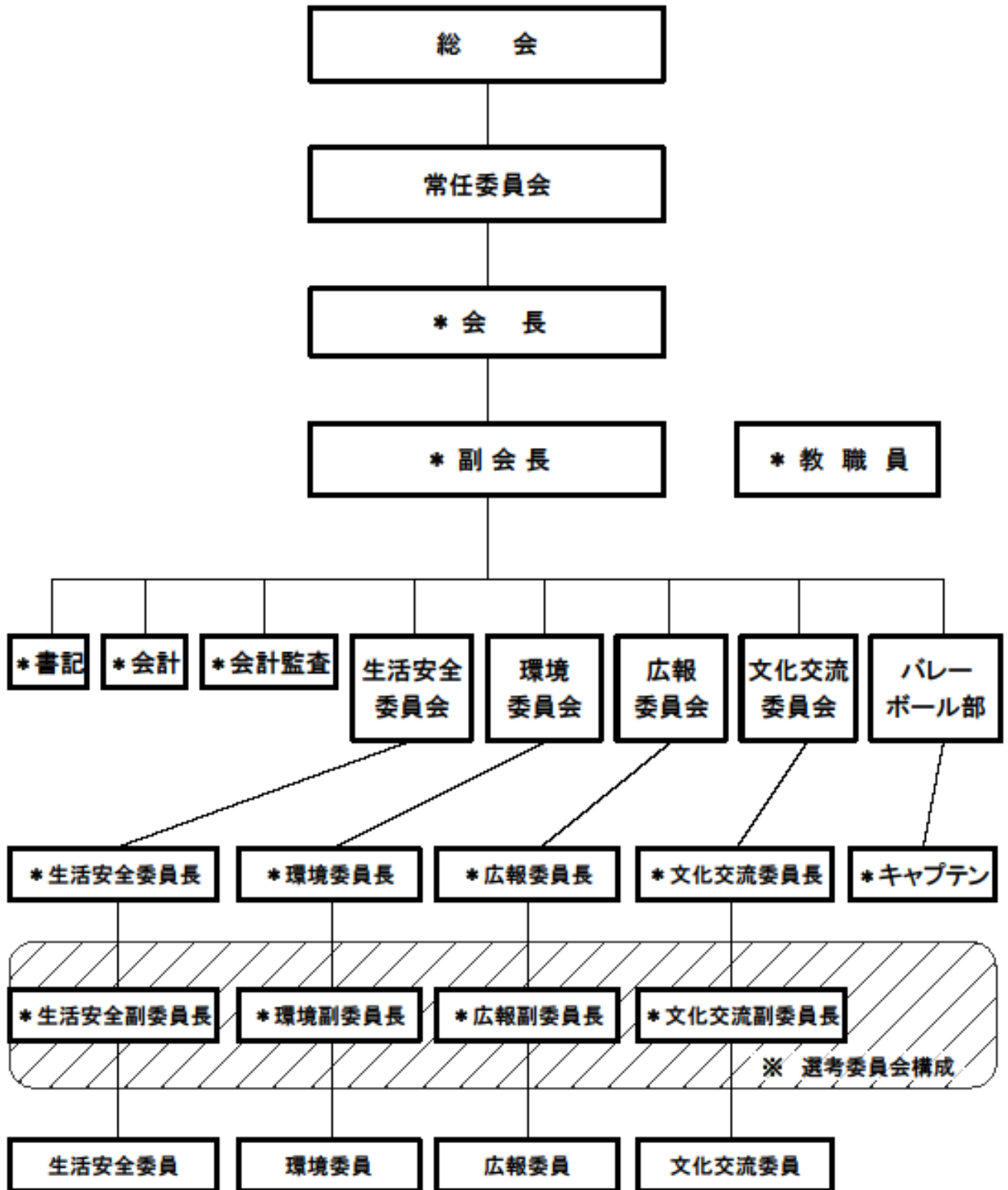
我孫子第一小学校 P T A 慶弔規定

1. 弔慰金 (保護者・児童・教職員) 5,000円
2. 見舞金 疾病・事故1ヶ月以上入院又は休学した場合 (児童・教職員) 3,000円
3. 転退職記念品 (教職員) 花束等
4. この規定に定めるもののほか、会長が必要と認めるときは、正副会長の協議により決定し常任委員会に報告する。

附 則

昭和	48年4月23日	制 定
昭和	55年7月 8日	一部改正
昭和	57年4月20日	一部改正
昭和	58年4月20日	一部改正
昭和	59年4月18日	一部改正
平成	3年4月20日	一部改正
平成	11年4月 1日	一部改正
平成	31年4月19日	一部改正

我孫子第一小学校PTA組織図



* 常任委員会構成員